

2024 年 10 月 1 日

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社に対する処分等について

当取引所は、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下「同社」という。）に対して、取引参加者規程第 34 条第 1 項第 8 号の規定に基づき以下の処分を行うとともに、同規程第 19 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、業務改善報告書の提出を請求しました。なお、本件は、日本取引所自主規制法人の審議結果に基づき決定したものです。

1. 内容

- ・ 過怠金 4,000 万円の賦課

2. 理由

（1）銀証間における不適切な顧客情報の共有等

ア 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 44 条の 3 第 1 項第 4 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 153 条第 1 項第 7 号において、有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る）は、当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供について、あらかじめ発行者等の書面又は電磁的記録による同意がある場合等を除き、当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等と当該発行者等に関する非公開情報を受領又は提供してはならないとされている。

しかしながら、同社の役職員は、親法人等である株式会社三菱 UFJ 銀行（以下「MUBK」という。）、親法人等であるモルガン・スタンレーMUFJ 証券株式会社（以下「MSMS」という。）との間において、法人顧客から情報共有を禁止されていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、当該法人顧客に関する非公開情報の授受を少なくとも 13 回にわたって行い、これを同社内で共有していた。また、MUBK から受領した一部の非公開情報については、同社代表取締役副社長（当時）自らが受領するとともに、当該非公開情報を利用して、引受契約の締結にかかる勧誘を行っている状況も認められた。

イ 法人関係情報の管理態勢不備

金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 5 号において、金融商品取引業者は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなくてはならないとされている。

しかしながら、上記アのとおり、同社の役職員は、MUBK 及び MSMS との間で不適切な法人関係情報の授受を少なくとも 13 回にわたって行っていた。

また、社内規程に基づく適切な管理を行わないなど、法人関係情報の不適切な管理も少なくとも 16 件認められた。

同社における上記アの行為は、金商法第 44 条の 3 第 1 項第 4 号に基づく金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する行為に該当するものと認められる。

また、同社における上記イのような状況は、金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 5 号に該当するものと認められる。

上記ア、イの行為等は、同社役職員が、銀証間で情報の授受を行ってはならないことを認識しながら、案件獲得という同社、MUBK 及び MSMS の利益を優先したものであり、同社代表取締役副社長自らが非公開情報を受領している状況が認められるなど、銀証連携ビジネスの推進にあたり、同社として法令等遵守意識が希薄であることに起因するものであり、同社においては法令等遵守態勢に不備があるものと認められる。

(2) 登録金融機関による有価証券関連業の禁止を看過・助長したうえで不適切に金融商品取引契約を締結している状況

ア 登録金融機関による有価証券関連業の禁止を看過・助長したうえで不適切に金融商品取引契約を締結している状況

同社は、前回検査において、同社から MUBK に対して引受交渉を依頼し、MUBK が引受シェアの交渉を行ったともとれるような営業日報の記録が認められるなど、MUBK が法令上禁止されている有価証券関連業務を行うことを誘発しかねない状況が認められる旨の指摘を受けていた。この際、同社は、同社担当職員に対する聞き取りを中心とした事実関係の確認のみにとどまり、メール等の検証や MUBK に対する確認を行うことなく、単に誤解を招く記載であったなどと結論づけていた。この結論を前提に、社内に対して営業日報に不適切な記載を行わないよう注意喚起が行われ、MUBK が引受交渉を行っていた旨の事実関係が営業日報に記載されない状況となっていた。このような中、以下のような事実関係が確認された。

- ① 同社役職員は、少なくとも 4 回、MUBK が法令違反に該当し得る有価証券の引受けに係る交渉を行っている状況につき、MUBK から報告を受けるなどして把握

していたにもかかわらず、同社コンプライアンス部門に対して当該行為を報告・相談していないほか、MUBK の行員に対し、当該行為を止めるよう注意や警告をすることなく、この状況を看過・助長したうえで金融商品取引契約を締結した。

- ② 同社職員は、少なくとも 3 回にわたり、MUBK の行員に対し、引受交渉を要請するなど、同社職員から MUBK に対して不適切な働きかけを行っていた。
- ③ 同社職員は、MUBK が本来行うことができない引受業務を行っていること、MUBK が所定の契約条件の融資を行う場合の最低条件として同社の引受シェアを引き上げてほしい旨の抱き合わせ勧誘を行っていること、及び、MUBK により所定の契約条件の融資が行われていることを知りながら、顧客との間で引受契約を締結した。

イ 不適切な銀証連携を防止するための内部管理態勢が不十分な状況

同社は、前回検査において、MUBK が法令上禁止されている有価証券関連業務を行うことを誘発しかねない状況及びモニタリングが不十分な状況であった旨の指摘を受けており、改善策として、不適切な銀証連携の防止などをテーマとした研修の実施やモニタリングの強化に取り組んでいた。

しかしながら、同社コンプライアンス部署によるモニタリングが不十分であったことから、MUBK において多数の法令違反行為が行われている状況を全く把握していなかったほか、MUBK による法令違反行為が行われていた疑義のある事象少なくとも 1 件をモニタリングで検出していたにもかかわらず、グループ全体のコンプライアンスを担当する部署と連携し、必要な対応策を講じるなどの然るべき対応をすることを怠るなど、MUBK の法令違反行為を看過していた。

このような同社の対応状況は、不適切な銀証連携を防止するための内部管理態勢が不十分であったと認められる。

同社における上記のような状況は、金商法第 51 条の「公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。

また、上記行為ア③については、金商法第 44 条の 3 第 1 項第 2 号で禁止されている行為に該当する。

なお、上記のような状況は、同社経営陣において、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループがグループ会社間の営業連携やこれに伴うグループ収益の拡大を掲げる中で、MUBK がグループ収益の確保に向けて、法令で禁止されている引受交渉等に自ら関与するリスクの認識が希薄であったことにより発生したものと認められる。

上記（１）（２）の行為は、グループ連携に係る適正な内部管理態勢を構築・運用する責務を負っている経営陣が、その責務に照らして求められるべき認識を持たず、上記の不適切行為の発生を未然に防止するために必要な内部管理態勢を構築していないなど、経営陣によるガバナンスが十分に発揮されていないことに起因するものであり、同社においては、適切な業務運営を確保するための経営管理態勢に不備があるものと認められる。

以　上

お問合せ先

株式会社東京証券取引所　株式部　取引参加者室

電話：050-3377-8024